

岩手県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第797号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成31年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市藤沢町及び花泉町
- 2 実施した期間 平成30年9月11日から平成31年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び縦断測量）